

大阪市告示第276号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年2月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

| 施設名 | 年 月 日 | 供用時間 |
|-----------------------------|--------------|-------------------------|
| 大阪市立 浪速屋内プール 水泳場 | 令和7年3月3日（月） | 午後4時40分から 午後8時まで |
| | 令和7年3月10日（月） | |
| | 令和7年3月17日（月） | |
| | 令和7年3月24日（月） | |
| | 令和7年3月31日（月） | |
| 大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場 | 令和7年3月3日（月） | 午前6時15分から 午後10時30分まで |
| | 令和7年3月10日（月） | |
| | 令和7年3月17日（月） | |
| | 令和7年3月24日（月） | |
| | 令和7年3月31日（月） | |

2 供用時間の変更

| 施設名 | 年 月 日 | 供用時間 |
|------------------------|------------------------------|---------------------|
| 大阪市立 浪速屋内プール 水泳場 | 令和7年3月1日（土）から 同月2日（日）まで | 午前8時30分から 午後9時まで |
| | 令和7年3月8日（土）から 同月9日（日）まで | |
| | 令和7年3月15日（土）から 同月16日（日）まで | |

| | | |
|--------------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | 令和7年3月22日（土）から 同月23日（日）まで | |
| | 令和7年3月29日（土）から 同月30日（日）まで | |
| <p>大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場</p> | 令和7年3月1日（土）から 同月2日（日）まで | 午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで |
| | 令和7年3月4日（火）から 同月5日（水）まで | 午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで |
| | 令和7年3月6日（木） | 午前6時15分から 翌日午前2時まで |
| | 令和7年3月7日（金）から 同月9日（日）まで | 午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで |
| | 令和7年3月11日（火） | 午前6時15分から 翌日午前2時まで |
| | 令和7年3月12日（水）から 同月16日（日）まで | 午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで |
| | 令和7年3月18日（火） | 午前6時15分から 翌日午前2時まで |
| | 令和7年3月19日（水） | 午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで |

| | |
|------------------------------|------------------------------|
| 令和7年3月20日（木） | 午前6時30分から 翌日午前2時まで |
| 令和7年3月21日（金）から 同月23日（日）まで | 午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで |
| 令和7年3月25日（火） | 午前6時30分から 翌日午前2時まで |
| 令和7年3月26日（水） | 午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで |
| 令和7年3月27日（木） | 午前6時30分から 翌日午前3時45分 まで |
| 令和7年3月28日（金）から 同月30日（日）まで | 午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）